

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医療機関等の指定  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理

土地改良区の役員の内任(二件)

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内任

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了(三件)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 教 委 告 示  
鳥取県指定天然記念物の指定の解除

## 告 示

鳥取県告示第七百七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木 村 医 院	米子市東倉吉町六八	昭和五十八年八月二十八日
笹津産科婦人科 医院	倉吉市塚町二丁目二三九	昭和五十八年八月十五日
鳥取医療生協鹿 野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二	昭和五十八年八月二十日
鳥 取 薬 局	鳥取市相生町二丁目五一	昭和五十八年八月二十一日

### 鳥取県告示第七百七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
大坪医院	米子市富益町六九六	全国	昭和五十八年八月九日
医療法人厚生会米子内科クリニック	米子市加茂町一―一六	"	"
野坂医院巖分院	米子市蚊屋二八一―一	"	"
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	"	"
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東巖城町二	"	"
鳥取県郡家保健所	八頭郡郡家町大字郡家四〇	"	"
林医院	〇八頭郡用瀬町大字鷹狩一二	"	"
山田医院	六八頭郡河原町大字佐貫七五	"	"
大槻医院	一〇八頭郡智頭町大字智頭一五	"	"
那岐診療所	〇八頭郡智頭町大字大脊二二	"	"
岡田医院花出張診療所	八頭郡郡家町大字花二九四	"	"
岸田医院	二七 気高郡青谷町大字青谷四〇	"	"

赤碕町国民健康保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二〇―一三三	"	"
岡田医院	一 東伯郡東伯町大字丸尾八一	"	"
天野医院	一三 東伯郡大栄町大字由良宿五	"	"
南條診療所	四一二 西伯郡名和町大字豊成六八	"	"
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町根雨七一―一	"	"
民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六―三	"	"
高野歯科医院	米子市東福原三七三	"	"
中島歯科医院	〇一四 東伯郡三朝町大字三朝九一	"	"
武内歯科医院	七 東伯郡羽合町大字田後六七	"	"
海賀歯科診療所	一五 西伯郡大山町国信五三九―	"	"
富士屋薬局	鳥取市川端二丁目二二五	"	"
川口薬局	二 鳥取市賀露町一五三九―一	"	"
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二二	"	"
谷岡薬局	三 鳥取市永楽温泉町一〇五―	"	"
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	"	"
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"	"

五藏田薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四―一三	〃	〃
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	〃	〃
有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目八	〃	〃
だいせん薬局	米子市皆生一九〇六	〃	〃
岡田薬局	米子市上後藤一九四―二	〃	〃
吉田薬局	米子市両三柳四四八五十七	〃	〃
仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五	〃	〃
岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七―一	〃	〃
木島薬局	〇八頭郡若桜町大字若桜三八	〃	〃
森田薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	〃	〃
有限会社森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六七六	〃	〃
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	〃	〃
有限会社徳吉薬局鹿野店	〇八頭郡鹿野町大字今市六二五―二	〃	〃
福市薬局	〇八頭郡氣高町大字勝見六九	〃	〃
藤井薬局	二西伯郡淀江町大字淀江八二	〃	〃
門脇薬局	三西伯郡大山町末長二八三―一	〃	〃

鳥取県告示第七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	長谷川 陽 治	八頭郡用瀬町大字屋住二七六
〃	坂 本 馨	大字安蔵一〇〇八一―
〃	長 戸 信 勝	一三九
〃	大 家 繁 博	大字江波六六四
〃	加 賀 田 収	大字金屋一九七
〃	加 賀 田 義 雄	一五九
〃	岸 本 實	大字安蔵一〇四九
〃	岸 森 恒 夫	大字家奥一〇四
〃	鈴 木 義 明	大字古用瀬三二八
〃	徳 中 章 二	大字江波六八一
〃	永 田 章 二	大字安蔵二八二
〃	福 本 拙 男	大字古用瀬三四三
〃	藤 原 貞 夫	大字屋住四三二―一
〃	古 田 正 男	大字古用瀬四二五
〃	前 田 欣 也	大字安蔵七二七

前田 喜道 大字川中一四六  
 森下 清治 大字家奥八八  
 監事 森 重市 一二九  
 五利江 勝義 大字金屋八七  
 加賀田 一男 大字安藏九三九  
 昭和五十八年八月一日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所  
 理事 前田 義孝 八頭郡船岡町大字殿五三九  
 林 正法 大字下野一六九  
 青木 信藏 大字塩上二五三  
 山根 正司 大字殿五六三  
 岸本 誠 大字水口二二二  
 藤田 和博 大字橋本四六  
 柿本 音一 大字下野八八八

田中 武志 大字殿二二二  
 山本 聰 大字水口二二三  
 堀場 敦 大字塩上二三四  
 藤田 和昭 大字橋本二一七  
 林 寅男 大字下野五一七  
 山本 隆男 大字橋本五三八  
 岸本 万寿男 大字水口二三〇  
 山本 正之 大字殿三二七一一  
 前田 優 大字下野三六九  
 監事 山本 清治 大字殿三八一  
 谷本 幸雄 大字水口八九  
 浦林 寿男 大字下野一三  
 昭和五十八年八月五日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第七百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 福 田 博 実 倉吉市鴨河内一〇四九

” 石 田 春 光 ” 上古川二九〇

” 増 田 高 徳 ” 丸山町四七七―一

” 坂 本 武 男 ” 旭田町八七

昭和五十八年八月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 福 田 博 実 倉吉市鴨河内一〇四九

” 海 地 謙 太 郎 ” 上古川二九五

” 増 田 高 徳 ” 丸山町四七七―一

” 坂 本 武 男 ” 旭田町八七

昭和五十八年八月九日就任 任期三年

鳥取県告示第七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	野 口 善 也	
	変更前	西伯郡岸本町吉定四〇七
	変更後	西伯郡岸本町吉定四三一

鳥取県告示第七百七十七号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（東郷（福永）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年五月二十六日 鳥取県指令受都計第百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字中郷六〇―一

国府町農業協同組合

組合長理事 山本 巽

鳥取県告示第七百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年七月十九日 鳥取県指令受都計第四百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字長代

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第七百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市新字上大樋井並びに吉成字下大樋井、字中沢及び字七反田通（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤重蔵

鳥取県告示第七百八十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

町

を

鳥取北支店	鳥取市材木町
加古川支店	加古川市平岡町

鳥取北支店 鳥取市材木

に改める。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十一条第二項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定は解除された。

昭和五十八年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所 在 地
中山町ハマナス自生南限地帯	西伯郡中山町松河原字西小鯨三六四、二二、二八番地先の海岸